



# 長野県報

4月17日(木)

平成15年  
(2003年)  
第1448号

## 目次

### 告示

小児慢性特定疾患治療研究事業実施要領の一部改正(保健予防課) .....	1
道路の供用開始(2件)(道路維持課) .....	1
道路の区域変更(2件)(道路維持課) .....	2
都市計画法に基づく事業計画の変更認可(下水道課) .....	3

### 公告

一般競争入札(人事活性化チーム) .....	3
母子保健法及び児童福祉法に基づく養育医療担当機関の指定辞退の申出(保健予防課) .....	5
調理師試験の実施(食品環境水道課) .....	5
製菓衛生師試験の実施(食品環境水道課) .....	5
豆腐製造衛生師試験の実施(食品環境水道課) .....	6
毒物劇物取扱者試験の実施(業務課) .....	6
特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の設立の認可申請(生活文化課NPO活動推進室) .....	7
大規模小売店舗立地法に基づく変更届出書の縦覧(4件)(産業振興課) .....	7
土地改良事業工事の完了(土地改良課) .....	9
土地改良事業の工事完了の届出(2件)(土地改良課) .....	9
土地改良事業施行協議の審査結果の縦覧(2件)(土地改良課) .....	9
土地改良事業計画の変更の同意(土地改良課) .....	10
土地改良区の役員の就退任の届出(4件)(土地改良課) .....	10
国土調査法に基づく成果の認証(農村整備課) .....	11
換地処分届出(農村整備課) .....	12
一般競争入札(監理課) .....	12
都市計画法に基づく都市計画の図面の写しの縦覧(都市計画課) .....	12
都市再開発法に基づく事業計画の変更認可(建築管理課) .....	13
一般競争入札(文化財・生涯学習課) .....	13

### 訓令

長野県法規審査委員会規程の一部改正(政策チーム) .....	14
--------------------------------	----



保健予防課

#### 長野県告示第246号

小児慢性特定疾患治療研究事業実施要綱(昭和50年長野県告示第214号)の一部を次のように改正し、平成15年4月1日から適用します。

平成15年4月17日

長野県知事 田中康夫

第8第1項中「平成6年厚生省告示第54号」の次に「健康保険法第86条第1項に規定する療養についての費用の額の算定方法(平成14年厚生労働省告示第81号)」を加える。

#### 長野県告示第247号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成15年5月2日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県佐久建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成15年4月17日

長野県知事 田中康夫

1(1) 路線名 佐久小諸線

- (2) 供用を開始する区間  
小諸市甲字六道1617番の5地先から  
小諸市甲字六道1585番の2地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成15年4月17日
- 2(1) 路線名 小諸軽井沢線
- (2) 供用を開始する区間  
小諸市甲字熊野浦3221番の1地先から  
小諸市甲字古熊野堂3613番の2地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成15年4月17日
- 3(1) 路線名 馬瀬口小諸線
- (2) 供用を開始する区間  
小諸市大字乗瀬字乗寄2128番の4地先から  
小諸市大字乗瀬字沢田1987番の4地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成15年4月17日
- 4(1) 路線名 東部望月線
- (2) 供用を開始する区間  
北佐久郡北御牧村大字下之城字道上889番の1地先から  
北佐久郡北御牧村大字下之城字伊勢山543番の1地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成15年4月18日

道路維持課

**長野県告示第248号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。  
その関係図面は、告示の日から平成15年5月2日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県上田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成15年4月17日

長野県知事 田中康夫

- 1(1) 路線名 152号
- (2) 供用を開始する区間  
上田市大字大屋字幅241番地先から  
上田市大字大屋字幅390番の2地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成15年4月17日
- 2(1) 路線名 152号
- (2) 供用を開始する区間  
小県郡長門町大字大門字高蔵3526番の1地先から  
小県郡長門町大字大門字高蔵3526番地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成15年4月17日
- 3(1) 路線名 松本和田線
- (2) 供用を開始する区間  
小県郡和田村143番のロ地先から  
小県郡和田村143番の2地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成15年4月17日
- 4(1) 路線名 松本和田線
- (2) 供用を開始する区間  
小県郡和田村字黒梅5385番の1地先から  
小県郡和田村字塩ノ上山5390番の12地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成15年4月17日

道路維持課

**長野県告示第249号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成15年5月2日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県佐久建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成15年4月17日

長野県知事 田中康夫

- 1(1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 佐久小諸線
- (3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
小諸市甲字六道1617番の5地先から 小諸市甲字六道1585番の2地先まで	旧	5.0～9.5 m	0.0686 km
同上	新	8.5～9.5	0.0686

- 2(1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 小諸軽井沢線
- (3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
小諸市甲字熊野浦 3221番の1地先から 小諸市甲字古熊野堂 3613番の2地先まで	旧	7.0～11.0 m	0.1265 km
同上	新	10.7～15.6	0.1265

- 3(1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 馬瀬口小諸線
- (3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
小諸市大字乗瀬字乗寄 2128番の4地先から 小諸市大字乗瀬字沢田 1987番の4地先まで	旧	6.2～6.2 m	0.0213 km
同上	新	8.5～8.5	0.0213

- 4(1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 東部望月線
- (3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
北佐久郡北御牧村大字下之城 字道上889番の1地先から 北佐久郡北御牧村大字下之城 字伊勢山543番の1地先まで	旧	5.0～17.8 m	1.0894 km
北佐久郡北御牧村大字下之城 字道上889番の1地先から 北佐久郡北御牧村大字下之城 字かじ田723番の5地先まで	旧	12.0～25.0	0.5230
北佐久郡北御牧村大字下之城 字道上889番の1地先から	新	5.0～17.8	1.0894
北佐久郡北御牧村大字下之城 字伊勢山543番の1地先まで	新	12.0～38.0	1.1260

道路維持課

長野県告示第250号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成15年5月2日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県上田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成15年4月17日

長野県知事 田中康夫

- 1(1) 道路の種類 一般国道
- (2) 路線名 152号
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
上田市大字大屋字幅241番地先から 上田市大字大屋字幅 390番の2地先まで	旧	15.5~34.0 m	0.0628 km
同 上	新	16.0~37.5	0.0628

- 2(1) 道路の種類 一般国道
- (2) 路線名 152号
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
小県郡長門町大字大門字高蔵 3526番の1地先から 小県郡長門町大字大門字高蔵 3526番地先まで	旧	10.0~75.6 m	1.1110 km
同 上	新	10.0~111.6	1.1680

- 3(1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 松本和田線
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
小県郡和田村143番のロ地先から 小県郡和田村143番の2地先まで	旧	5.8~20.8 m	0.2275 km
同 上	新	11.5~38.0	0.2275

- 4(1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 松本和田線
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
小県郡和田村字黒楯 5385番の1地先から 小県郡和田村字塩ノ上山 5390番の12地先まで	旧	5.8~15.2 m	0.2291 km
同 上	新	6.0~23.2	0.2297

道路維持課

長野県告示第251号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成15年4月17日

長野県知事 田中康夫

- 1 施行者の名称  
長野市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
長野都市計画下水道事業 長野市流域関連公共下水道(上流処理区)
- 3 事業施行期間  
平成4年7月30日から  
平成20年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
平成4年長野県告示第530号、平成5年長野県告示第15号、平成5年長野県告示第759号、平成7年長野県告示第631号、平成9年長野県告示第189号、平成10年長野県告示第141号、平成13年長野県告示第5号及び平成14年長野県告示第403号の事業地に長野市篠ノ井小松原字久保田及び字芝宮並びに川中島町今井字新引及び字貝佐を加え、川中島町今里字三ツ俣並びに川中島町今井字鎌穂及び字原澤地内において事業地を変更する。

下水道課



公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成15年4月17日

長野県知事 田中康夫

- 1 入札に付する事項
  - (1) 調達をする役務  
内部事務総合システム運用支援及び保守業務委託一式
  - (2) 役務の特質  
入札説明書による。
  - (3) 履行期間  
平成15年6月1日から平成16年3月31日まで
  - (4) 納入場所  
入札説明書による。
  - (5) 入札方法  
価格の総額について行う。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当す